

# 「臨時宿泊登記」に関する注意喚起

## ～中国再入国後は、速やかに最寄りの 派出所等で「臨時宿泊登記」を 行ってください。～

中華人民共和国出境入境管理法第39条第2項において、「外国人が旅館以外のその他の住所に在留若しくは宿泊する場合、宿泊開始から24時間以内に本人若しくは宿主が在留地の公安機関に赴き、登記手続をしなければならない。」と規定され、また、同法第76条第1項第6号において、「法第39条第2項の規定どおりに登記手続をしなかったものは警告又は2千元以下の罰金を科すことができる。」旨規定されています。

当館において「在留証明」を取得される際も、「**臨時宿泊登記書**」を根拠に**現在及び過去の住所等を証明していただく必要があります。**ご出張等で中国国外に出国され、中国にお戻りになられた際は、その都度最寄りの公安局派出所（サービスアパートメントやホテルでは、フロントで入手できることもあります。）にて「臨時宿泊登記」を行ってください。

【在留証明（現在中国に在留していることの証明）に必要な書類】

- ① 【必須】本人であることが確認できる文書（旅券等）
- ② 【必須】住所を立証できる文書（**最新の臨時宿泊登記書**、外国人就業証等）
- ③ 【任意】過去の臨時宿泊登記書、申請人名義の賃貸契約書等
- ④ 申請書兼証明書様式（当館窓口または当館HPにて入手可）

【注<sup>1</sup>】最新の「臨時宿泊登記書」とは、中国への最終入国日以降に発給されたものです。

【注<sup>2</sup>】証明書に「住所を定めた年月日」の記載が必要な場合、その年月日を立証する必要があります。その際は、最新の臨時宿泊登記書や外国人就業証に記載されている入国日や発行日に加え、申請者名義の賃貸契約書や過去の臨時宿泊登記書（住所を定めた時に取得したもの）を用いることも可能ですので、必要に応じて右資料をご持参ください。ただし、賃貸契約書のみでは、住所を立証できる文書にはなりません。